

「介護職員等特定処遇改善」とは

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

これを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については、次の厚生労働省通知等を御確認ください。

[福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について](#)

見える化要件とは

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を取得するための上記要件の中で、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとされています。

職場環境等要件

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。事業所内でも職員・非常勤職員全員参加の研修会(認知症・感染症・虐待等)を、定期的に実施している。
労働環境・処遇の改善	有給休暇が取得しやすい環境の整備。 健康管理対策の実施。	年次有給休暇取得の推進を積極的に行っている。 職員・非常勤職員全員が、年1回の健康診断を受診し、健康管理対策を行っている。
労働環境・処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	適宜ミーティングを行い、業務手順書の作成や情報共有等を行い、気づきを踏まえた業務内容やケア内容の改善を図っている。
その他	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	各種事故対応マニュアルや BCP を整備し、責任の所在を明確にしている。